

ごみ分別案内システム構築及び運用保守業務委託プロポーザル実施要領

1 目的

現在運用中のごみ分別案内システムは、令和8年9月末でサービス終了となるが、単なるシステム更新に留まらない新たな機能の提案を求めるため、ごみ分別案内システム構築及び運用保守業務の受託者をプロポーザル方式により選定する手続について、必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 件名

ごみ分別案内システム構築及び運用保守業務委託

(2) 概要

別紙「仕様書」のとおり

(3) 契約締結日

令和8年4月1日（予定）

(4) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

本プロポーザルは、令和8年度のごみ分別案内システム構築及び運用保守業務に係る委託候補者を選定するものである。なお、令和8年度における予算成立が前提となる。

3 提案限度価格

6,490,000円（税込）

（内訳）システムの構築費用・・・2,200,000円（税込）

システムの運用保守費用・・・4,290,000円（税込）

提案限度額は、本選定評価に使用するものであり、契約金額または区の予算計上を約束するものでない。また、提案限度額を超えた見積価格の提案は無効とする。

4 参加資格

プロポーザルに参加する事業者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（1）対象業務における区での競争入札参加資格を有していること。

（2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

（3）墨田区競争入札参加有資格者指名停止取扱要綱（平成18年9月20日18墨総契第387号）による指名停止を受けていないこと。

（4）墨田区契約における暴力団等排除措置要綱（平成23年5月16日23墨総契第135号）による入札参加除外措置を受けていないこと。

（5）国又は地方公共団体において、過去5年間に同種（類似）の業務を行った実績を有すること。

5 スケジュール（予定）

| 項目 | 日程（提出期限） |
|----------------|--------------------|
| 1 公募開始・実施要領等配布 | 令和8年2月 2日（月） |
| 2 質問書の提出期限 | 令和8年2月 6日（金）午後5時まで |

| | | |
|---|-------------------------|--------------------|
| 3 | 質問に対する回答 | 令和8年2月10日(火)予定 |
| 4 | 参加表明書及び企画提案書の提出期限 | 令和8年2月13日(金)午後5時まで |
| 5 | 書類審査(第1次審査)結果の通知 | 令和8年2月19日(木)予定 |
| 6 | プレゼンテーション審査(第2次審査)の実施 | 令和8年3月2日(月) |
| 7 | プレゼンテーション審査(第2次審査)結果の通知 | 令和8年3月5日(木)以降 |
| 8 | 契約締結 | 令和8年4月1日(水)予定 |

6 実施要領及び必要書類の掲載

(1) 配布日

令和8年2月2日(月)から令和8年2月13日(金)まで

(2) 配布方法

墨田区ホームページからのダウンロードによる。

URL <https://www.city.sumida.lg.jp/>

7 質問受付及び回答

本要領等に関する質問を次のとおり受け付ける。

(1) 受付期限 令和8年2月6日(金)午後5時【必着】

(2) 受付方法 別紙「質問票」(様式1)により電子メールで提出すること。

メールアドレス：seisou@city.sumida.lg.jp

受付期間を過ぎた質問、並びに電話、FAX及び訪問による口頭での質疑は受け付けない。

メール件名は「【貴社名】ごみ分別案内システム構築及び運用保守業務委託の質問」とする。

(3) 回答方法 令和8年2月10日(火)【予定】に、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれのあるものを除き、区ホームページ上で回答する。

8 参加申込書及び企画提案書等の提出

(1) 提出期限 令和8年2月13日(金)午後5時【必着】

(2) 提出書類

ア プロポーザル参加表明書(様式2)

イ 会社概要書(様式3)

ウ 実務実績(様式4)

エ 機能要件一覧(様式5)

オ 企画提案書(任意様式A4判・両面可)

カ 見積書及び見積内訳書(任意様式A4判)

(3) 提出部数 ア 1部(正本)

イ～カ 6部(正本1部、副本5部)

会社名(会社名が類推できるロゴ等含む)は正本にのみ記載すること。

(4) 提出先 〒131-0032 東京都墨田区東向島五丁目9番11号

墨田区資源環境部すみだ清掃事務所(分室)啓発指導係

(5) 提出方法 上記提出先に持参又は郵送による

郵送に関する事故については、区は一切責任を負わないものとする。

持参の場合は平日午前8時30分から午後5時までに提出すること。

9 企画提案書の記載内容等

- (1) 企画提案書は、「11審査項目及び審査基準」を参考に、別紙「仕様書」(「機能要件一覧(様式5)」を含む。)の内容に基づいて記載すること。
なお、本区または本事業に有益と考えられる独自の提案等について記載することは差し支えない。
- (2) 企画提案書は、A4判(縦横自由)とし、様式は任意とする。
各ページに、ページ番号を記載すること。
- (3) 企画提案書は、専門知識を有しない者であっても容易に理解できる内容で記載すること。
- (4) 企画提案書の内容で仕様確定とするものではない。

10 選定方法

本区職員による書類審査及びプレゼンテーション審査(以下「プレゼン審査」という。)により選定する。

(1) 第1次審査(書類審査)

提出された書類に不備がないか確認し、不備がなければ選考対象とし、結果はすべての事業者に電子メールで通知する。

(2) 第2次審査(プレゼン審査)

書類審査(第1次審査)を通過した事業者に対し、令和8年3月2日(月)にプレゼン審査(第2次審査)を行う。プレゼン審査は、企画提案書に関するプレゼンテーション(15分以内)及び本区職員によるヒアリング(10分程度)により行う。実施時間、場所、必要な持ち物等の詳細は、別途連絡する。

11 審査項目及び審査基準

審査にあたっては、以下の項目について、総合的に判断し選定を行う。

| 評価項目 | | 評価内容 |
|-------|-----------|--|
| 提案全体 | 事業への理解・知識 | 事業内容及び目的に関する理解・知識が十分にあるか。 |
| | 提案内容の的確性 | 仕様を的確に踏まえ、明確かつ具体的に提案されているか。 事業を効果的・効率的に実施するための提案がされているか。 |
| | 提案内容の実現性 | 実施方法等が具体的で実現性があるか。 |
| | 応募に対する熱意 | 本審査に臨む態度、姿勢は本業務への熱意を強く感じさせるものか。また、提案内容の説明はわかりやすいか。 |
| | 質疑応答の的確さ | 質疑に対し、的確に回答できているか。 |
| 企画提案書 | システム構築 | 区民が資源・ごみの分別を検索するにあたり充分な機能が備わっており、年代・国籍を問わず使いやすいデザイン・操作性であるか。 |
| | 運用・保守 | 管理者が編集しやすい操作性がるか。また、セキュリティ対策を十分に施し、安全かつ確実なものであるか。障害発生時に迅速な対応ができるか。 |
| | 効果検証 | 区民の利用状況が把握でき、応答率を向上させるための検証・改善が行えるか。 |
| | 導入支援 | 操作マニュアル等の管理者支援方法の提案がされているか。 |
| 業務 | 業務実施体制 | 業務開始から完了に至るまでの計画が明確に示されているか。 |
| | | 提案内容を実施できる十分な人員や体制が確保されているか。 |

| | | |
|-----|-------|--|
| 実施面 | 業務実績 | 国や地方公共団体において、本業務と同種・類似業務の実績があるか。 |
| | 業務遂行力 | 会社概要及び業務の実施体制から勘案して、担当チームにおいて業務を確実に遂行できるか（専門性が確認できるか）。 |
| 見積 | 価格点 | 委託上限額に対する価格の優位性があるか。また、経費内訳や積算根拠が明確であるか。 |

1.2 事業者の選定

審査結果については、別途、通知する。

1.3 契約手続

（1）契約の締結

選定された事業者は、本業務の受注候補者として、企画提案書に基づき、本区と詳細な内容について協議を行った上で、墨田区契約事務規則（昭和39年墨田区規則第11号）の規定に基づき、予算の範囲内において契約を締結する。

（2）次順位者の繰上げ

受注候補者と契約を締結することができない事由が生じた場合は、総合点の合計が次順位以下となった提案者のうち、点数が上位であった者から順に契約締結の交渉を行うこととする。

1.4 その他

- （1）提出書類等の作成及びプロポーザルの参加に関する費用の全ては提案者の負担とする。
- （2）提出された企画提案書等は返却しない。また、提出後の加除修正は認めない。ただし、提出後、本区の判断により内容の確認、補足資料の提出を求めることがある。
- （3）提出書類は、審査の用途以外に使用しない。ただし、本件に係る情報公開請求があった場合は、墨田区情報公開条例（平成13年3月29日条例第3号）に基づき、非公開情報を除き提出書類を開示する。
- （4）本プロポーザルに関連し知り得た情報については、本区の承諾を得ることなく、第三者に漏らしてはいけない。
- （5）企画提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本以外の国の法律に基づき保護されるものを使用した結果生じた一切の責任は、提案者が負うものとする。
- （6）次の事項に該当した場合は失格とする。
 - ア 実施要領に定める手続きを遵守しない場合
 - イ 応募書類に虚偽の記載をした場合
 - ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- （7）審査結果に係る異議申し立ては、一切受け付けない。

1.5 問合せ・提出先

墨田区資源環境部すみだ清掃事務所（分室）啓発指導係

担当：平塚・河野・仲瀬

〒131-0032 東京都墨田区東向島五丁目9番11号

電話：03-3613-2229

メールアドレス：seisou@city.sumida.lg.jp